

平成 19 年 11 月 15 日

福岡県知事  
麻生 渡 様

## 県営住宅の知的および精神障害者の単身入居取扱要領への抗議と要望書

日頃から障害者の地域生活の推進にご尽力頂いていることに厚くお礼申し上げます。さて、障害者自立支援法では障害者が「施設や病院ではなく地域生活の実現」を図ることのために必要な「基盤整備の推進」が共通で重要な課題となっています。

福岡県におきましては、「福岡県障がい福祉計画」で「【入院中の退院可能の精神障がい者の地域生活へ移行目標】として平成 23 年度までに 1,600 人を目標値」としていますが、先般より福岡県知事に下記の通り要望してまいりました。

「福岡県民意識の向上を図るための課題として福岡県の主管部局と当事者及び関係団体がその解消に向けた取り組みをともに進め公営住宅の活用、民間アパートの保証人の確保など、住居の確保及び相談支援、権利擁護体制及び地域のネットワーク等を整備・充実し、地域生活を実現し維持できるための支援体制を確立すること。」

特に障害者自立支援法施行に伴い平成 17 年度に公営住宅法施行令が改正され、精神障がい者及び知的障がい者の単独入居が拡大されました。(以下関連条文別紙参照)

福岡県においては平成 19 年度 9 月での県営住宅の入居要件では、公営住宅法施行令「第六条第四項一号」での(入居者資格)の条文以外に「知的障害者または精神障害者 1, 2 級の方、3 級で常時介護が必要な方は入居申し込みされる県営住宅の所在市町村において常時の相談対応等の居住支援(居住サポート事業)が実施されていることが条件となります。」常時の相談対応等の居住支援が実施されているかどうかの要件(別紙参照)とされています。

また、単身の入居資格として、精神障害者 1 級および 2 級またはそれに相当することの医師の証明がある人、精神障害者 3 級またはそれに相当することの医師の証明のある人について、および知的障害者について、24 時間サポート事業を受けている場合もしくは入居時までには受ける見込みのある場合という条件が課されました。

しかし、福岡県内各自治体において障害者自立支援法での地域支援事業(居住サポート事業)の整備が整わない現状で北九州市の事例だけで一方的に県営住宅の入居要件を付記したものであり、なによりも、障害者が地域で暮らすうえで、どのような福祉支援をどれだけ受けるか、受けないかは本人が選択し、決定することであるという障害者の自己決定権を否定するものであると考えます。

福祉、保護の名のもとに生活を他人に管理され続けてきた障害者の痛みを知り、憲法において保障されている基本的人権(11 条)、法のもとでの平等(14 条)、居住の自由(22 条)、自由および幸福追求に対する権利(13 条)を障害者にも認めるべきです。そもそ

も、私たちのあずかり知らぬところで要領が変えられ、法定の手続きすら保障されているとは言いがたい状況です（31条）。

なお、北九州障害者居住サポートセンターの事業目的に明記されているように、24時間サポートの条件が、近隣の住民の不安解消を図るためであるとするなら、これは差別助長以外の何ものでもありません。（別紙参照）

**知的障害者および精神障害者の権利擁護の観点から以下の通り、強く抗議及び要望をいたします。**

#### **【利用者にとっての現状の問題】**

1. 福岡県が、障害者や障害者の関係団体にヒアリングも行わず、パブリックコメントもなしに、勝手に要領を変えています。私たちの地域生活権が危なくなっています。
2. 問題は、県がこの条件をつけても24時間サポートを実施しているところは、北九州にしかないことです。
3. 人権的な配慮を考えれば、24時間サポートは希望すれば利用できるようになるべき問題です。
4. 市町村が県にそって、市町村もこの条件をつけてきます。
5. 現在住んでいる障害者はとくに障害者として生活していない人も多くいます、その人たちは自分の素性を知られることを恐れることでしょう。
6. 利用料金が発生します。
7. 自由な生活を地域でしようにもまた24時間管理につながります。
8. 特に精神は訪問看護があります。さらに障害者全般的に自立支援法が始まり相談支援事業はあり、とくにピアサポート体制が必要ではないかと思われれます。
9. 北九州については、24時間の電話連絡ができるとのこと。

北九州障害者居住サポートセンターは、事業目的（地域側の不安の軽減）にあるように、近隣住民が通報することが目的の一つと見られます。しかもその通報体制を入居条件として強制されるということです。その結果、通報されて強制入院等になったら、人権上、問題があります

10. また余計な県費の失費です。

11. 住宅保証人や、家賃保障制度を利用できるにはその会社を利用できればよいことではないでしょうか。しかし、負担の問題（契約に年間2万・または家賃の50%がかかる）。

また、地域に戻ろうにも行き場すらない精神障害者が生産され、病棟や施設で生涯完結型に向けたのは県の行政責任です。

住宅の保証人は県がなるべき問題です。

12. 自由に暮らす生活空間まで管理を押し付けることは人間的な生活をないがしろにすることです。

**つきましては、以下の通り要望致します。**

1) 公営住宅の単身入居条件として、知的障害者および精神障害者に一定の福祉支援を受けることを強制することになる本要領はその実施を凍結してください。・公営住宅法（昭和二十六年六月四日法律第九十三号）最終改正：平成一九年五月一八日法律第五二号第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、「又はその入居者に不当な義務を課することができない。」上記を遵守するよう要請するものです。

2) 隔離収容政策から地域生活移行への転換に当たっては、管理、監視、強制の過ちを繰り返すことがないように、障害者にも一般市民として平等な自由および権利を保障することを県の方針として明らかにしてください。

3) 知的障害者、精神障害者に対する地域住民の不安については、福祉施設開設に際しても反対運動が起きるなどして、障害者の地域生活の大きなバリアになっています。これについては、ハンセン病問題と同様に、国の隔離政策が作り出し、助長した差別、偏見であることを認めて、県民に障害者を知ってもらい、誤った認識を是正できるように県として取り組んでください。また、県の担当者および福祉関係者の障害者に対する人権意識のさらなる向上に取り組んでください。

4) 知的障害者、精神障害者の地域生活を維持するためにも、仲間の支援や権利のために活動できる拠点、ピアサポートセンターの設立準備を押し進めてください。

5) 知的障害者、精神障害者の地域移行を進めるため、公営住宅の単身入居を引き続き認めてください。

ただし入居の条件については、上記1)、2)、3)、4)を踏まえ、当事者団体および関係団体ともよく協議するとともに、ヒアリング期間を設けた上、パブリックコメントも反映して人権に配慮した内容になるよう、見直してください。

提出賛同団体

<公証印省略>

福岡県精神障害者連絡会

日本てんかん協会福岡県支部

自立生活センター福岡

こころの病の患者会うさぎの会

福岡自立生活協議会

精神障害者SHG「ピア・ライフ・ネット」

NPO法人全国精神障害者ネットワーク協議会

全国「精神病」者集団

若手の会 (11月17日)

無年金障害者をなくす会・福岡 (11月19日)

きょうされん福岡支部 (11月21日)

提出団体連絡先

〒820-0022 福岡県飯塚市明星寺 25-3-1544

NPO法人全国精神障害者ネットワーク協議会

福岡事務局

担当者：藤田幸廣 山梨宗治

T e l : 0948-25-8939 / F a x : 0948-25-8937